

大和市保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第16号

大和市保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則

大和市保育所設置条例施行規則（昭和62年大和市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

保育所の開所時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、開所時間を変更することができる。

(1) 月曜日から金曜日まで 午前7時から午後7時まで

(2) 土曜日 午前7時から午後6時まで

第3条に次の1項を加える。

3 保育所の原則的な保育時間は、第1項の開所時間のうち午前8時30分から午後4時30分までとする。

第4条を次のように改める。

（原則的な保育時間を超える保育の申込み等）

第4条 入所児童の保護者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により、前条第1項に規定する原則的な保育時間を超える保育（原則的な保育時間を超え、かつ、大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例（平成26年大和市条例第21号）別表第1(2)の表備考第2項に規定する保育標準時間又は保育短時間を超える時間帯の保育（以下「延長保育」という。）に当たらない時間（以下「利用時間」という。）帯の保育又は延長保育をいう。）を希望する場合には、利用時間申出書兼延長保育利用申込書を市長に提出しなければならない。ただし、同条例別表第2備考第2項の規定により日額の負担額が適用される場合は、この限りでない。

2 延長保育の保育時間帯は、次の表に定めるとおりとする。

区分	保育標準時間認定	保育短時間認定
月曜日から 金曜日まで	午後6時から午後7時まで	午前7時から午前8時30分まで及び午後4 時30分から午後7時まで
土曜日	—	午前7時から午前8時30分まで及び午後4

	時 30 分から午後 6 時まで
--	------------------

第 5 条第 1 項中「前条の申込み」を「前条第 1 項の申込書の提出」に改め、「、保護者と面接を行い」及び「、おおむね次に掲げる時間外保育及び延長保育の必要性の順序により」を削り、「時間外・延長保育決定通知書」を「利用時間・延長保育利用決定通知書」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 8 条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条の見出し中「時間外保育又は」を削り、同条第 1 項各号列記以外の部分中「時間外保育又は」を削り、同項第 1 号中「時間外保育又は延長保育を承認した理由が消滅した」を「前条第 3 項の延長保育利用辞退届の提出があった」に改め、同項第 2 号中「時間外保育又は」を削り、同条第 2 項中「時間外保育又は」を削り、「時間外・延長保育解除通知書」を「延長保育利用解除通知書」に改め、同条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（利用時間の変更等）

第 6 条 前条の規定により原則的な保育時間を超える保育の利用の承認を受けた入所児童の保護者が利用時間を変更する場合、又は承認を受けた期間を超えて延長保育を希望する場合は、利用時間申出書兼延長保育利用申込書を市長に提出しなければならない。

2 利用時間の変更等の決定については、前条の規定を準用する。

3 第 1 項の保護者が延長保育を辞退する場合は、延長保育利用辞退届を市長に提出しなければならない。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 8 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	利用時間申出書兼延長保育利用申込書	第 4 条及び第 6 条
第 2 号様式	利用時間・延長保育利用決定通知書	第 5 条及び第 6 条
第 3 号様式	延長保育利用辞退届	第 6 条及び第 7 条
第 4 号様式	延長保育利用解除通知書	第 7 条

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。